平成２２年（フ）第１０２０号
京都府京都市下京区綾小路通大宮西入坊門町769番地　ロイヤルハイツⅢ301号
債務者　永井　智美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
京都市西京区下津林大般若町90番地４
債務者　北橋　　宏
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６３号
京都市西京区下津林大般若町90番地４
債務者　北橋千津子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
香川県高松市牟礼町牟礼1379番地16
債務者　土山　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
福岡県大川市大字荻島９番地１
債務者　下川　重和
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
福岡県三潴郡大木町大字上木佐木2137番地３
債務者　中村　博美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
福岡県大川市大字津12番地１新茶屋ビル301号室
債務者　野口　智子（旧姓於保）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁３番地９ハウスキルディア102
債務者　結城　知子（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県大牟田市本町３丁目７番地８　本町貸家北側２階
債務者　山口サチコ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県大牟田市不知火町２丁目160番地２コアマンション不知火901号
債務者　森　　美智
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県大牟田市藤田町649番地２
債務者　今村千代美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６７号
福岡県大牟田市山上町３番地　エスポワール山上弐番館1105号
債務者　古舘　晶子（旧姓光野）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市泊２丁目５番地14　瀬高マンション302
債務者　後眞地太作
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４６号
沖縄県那覇市泊２丁目５番地14　瀬高マンション302
債務者　後眞地真由美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３６号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目123番地14
債務者　我如古　清
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６４号
千葉県我孫子市柴崎880番地の１　307号
債務者　柳　　治雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５号
福井県敦賀市道口23号42番地　岡山町２丁目
債務者　古田　輝美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで　福井地方裁判所敦賀支部